

社会科教育における憲法学習の諸問題(1)

— 国民主権と天皇制 —

社会科教育教室 細川 哲

一 はじめに

1988年1月19日、昭和天皇の病状悪化以来、刻々と報導されるテレビを中心とするマスコミの情報には多くの国民の注目を集め、600万を超える国民の祈願の記帳もむなしく、1989年1月7日の崩御に当たっては、全国の官公庁を始め多くの会社・銀行・学校等においては弔旗を掲揚して哀悼・弔意をあらわし、それにつづく「大喪の礼」による「葬場殿の儀」には、政府は国外から元首を含む各国代表、国内からは各界代表約1万名を参列させ、その模様は終始テレビを通して全国の各家庭へ報導された。一方、長崎市長の「天皇の戦争責任」発言や、天皇美化・元首化につながる過剰な報導に対する声明や行動が各地で見られるなど、天皇ないしは天皇制の問題が今日あらためて国民の前に提起されることになったが、教育の世界においてもこれは例外ではないようである。

昭和が終り、時代は平成へと移ったが、これも昭和天皇の死去によるもので、天皇ないし天皇制が国民生活・社会生活の秩序に対して強い影響力を有している1例である。正しい社会認識の育成を目標とする社会科はこの天皇制問題を避けて通ることは出来ないであろう。

戦後、天皇は憲法上政治に関与せず、その国事行為は、内閣の助言と承認により行われるものに限定されているが、実際問題として、外国訪問をはじめ各種儀式・集会への出席・その他折にふれたる天皇の発言は、日本のイメージや国民のムードに大きな影響力をもっているようである。従って、本来の、正しい象徴天皇としての在り方を、国民一人一人が常に意識しておかねばならない。また、これは、教育においても一つの大きな課題である。日本国憲法前文は「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理によるものである」と述べる。この「国政の権威は国民に由来し」の部分まさに国民主権の原理の表現にほかならない。そして憲法がこのような「人類普遍の原理」を強調することは、明治憲法下において、わが国にのみ存し世界に比類がないものとされていたところの原理、すなわち「国体」の原理を排除しようとしたところに、その特別の意味があるといわなければならない。そして、象徴性の原点はそこに見出されなければならない。

国民は（我々教員を含め）憲法第99条により憲法尊重擁護の義務を持つ。従って、憲法の規定や精神に反する天皇ないし天皇制の取扱いには許されないのであるが、象徴天皇制の憲法の規定そのものが、敗戦によるアメリカの占領政策（対ソ連政策を含む）・日本政府の国体護持論・国民主権論の

綱引の上に妥協的産物として結実したものと考えただけに、抽象性、不明確性、曖昧性を内包し、明確な把握が困難である。

さらに、天皇の問題については、伝統的歴史意識・民族感情といった心情とも結びつく面があるが、この心情は非合理的なものであるだけに、科学や合理性だけでは割り切れない側面を持っている。

かくして、天皇制の取扱いについては、教育現場においても、ものの見方・考え方により多くの困難な問題を含んでいると考えるので、それらの若干の問題について検討考察してみたい。

二 目標と発問

「国民主権主義と天皇の地位」は多くの中学校社会科において、主として3年生の1時間の授業の題材となっているようであるが(もっとも一時間では少なすぎると考えるが)、中学校社会科公民的分野の1教科書⁽¹⁾を例に、この題材について本時の目標となり得るものと、それに関して考えられる発問ないしは教師として理解しておくべき主な事項・問題点等をまず例挙してみると、次の如きものがある。

本時目標

1. 日本国憲法の基本原理である国民主権と天皇の地位・役割について理解させる。
2. 憲法が期待するところの民主主義的人間像について理解させる。
3. 主権は国民自身にあり、天皇は象徴であることを理解させる。
4. 現在における天皇の地位を明らかにさせ、それをふまえた上で、日本国民としての姿をそれぞれ自覚させる。
5. 国民主権の思想を発展させ、国民が政治の主人公であり、その責任は重いことを理解させる。
6. 国民主権の根本精神は民主主義であることを理解させる。
7. 民主主義と国民主権とは分けて考えられないものであることを理解させる。
8. 国民主権の考え方を理解させ、国民の一員としての主体性を育てる。
9. 民主主義と国民主権の思想をふまえ、1人の国民としての心がまえをつかむ。
10. 現在の天皇の地位と役割を、旧憲法下でのそれと比較しながら理解する。
11. 憲法の期待する民主主義的人間像を理解することを通して、国政の基礎である民主主義・国民主権の思想を把握させる。
12. 国民主権の意味を具体的に理解させ、それがどのように憲法に反映されているかをわからせる。
13. 天皇の地位は主権の存する国民の総意によることを理解させる。
14. 国民が国家の主人公であり、天皇は象徴であることを理解させる。

発問事項

1. 国民主権とはどういうことか。
2. 憲法の期待する民主主義的人間像はどんなものか。
3. 主権という用語を最初に使用した人はどこの国の誰か。
4. 国民主権における主権とは如何なる意味か。

5. 明治憲法時代、主権は誰が持っていたか。
6. 国家に主権があるという説を何というか。
7. 憲法前文にある「自国の主権を維持し」という場合の主権は如何なる意味か。
8. 選挙は国民の主権の行使であるとはどういうことか。
9. 国会が国権の最高機関であることを主権との関係で説明せよ。
10. 新・旧憲法における天皇の地位、機能の相異点は何か。
11. 象徴とはどういうことか。
12. 国民1人1人が政治の主人公であるとすれば、どのような役割を果たし、どのような態度で生活すればよいであろうか。
13. 国の政治の方向を決定するのは誰か。
14. 天皇と国民主権のかかわりを考えてみよう。
15. 国民主権という日本国憲法の根本原則は具体的にどのような場面であらわれているか。
16. 天皇はどのような行為が出来るか。
17. 国事行為と国政行為とどこが違うか。
18. 「政治の良いも悪いも国民の責任である」といえる根拠は何か。
19. 天皇の国事行為にはどのようなものがあるか。
20. 戦後、天皇主権から国民主権に変わったのは如何なる理由からか。
21. 明治憲法における天皇の地位の根拠は何であったか。
22. 新憲法における天皇の地位の根拠は何であるか。
23. 天皇は国民か、君主か、元首か。
24. 天皇が国事行為以外に象徴として出来る行為があるか。
25. 天皇が国政に関する権能を有しなくなったのは何故か。
26. 内閣の助言と承認とはどういうことか。
27. 私達の生活において天皇制はどのように影響しているか。
28. 民主主義の理念と照らし合わせて、天皇の存在をどう思うか。
29. 現在、我々は本当に政治の主人公になっているといえるか。
30. 民主主義をより良いものにする上で国民が何をすべきと思うか。
31. 民主主義的行動とはどういう行動か。身近な例で具体的に考えてみよう。
32. 天皇に対してどんなイメージを持っているか。
33. 「天皇は国民の象徴であり…、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と憲法第1条にあるが、はたして、本当に日本国民の総意か。
34. 新憲法の下において、天皇が絶対化していく危険性があるか。
35. 天皇は必要と思うか。
36. 何故、天皇の地位は新憲法においても残されたのだろうか。
37. 「国政は国民の厳肅なる信託による」とはどういうことか。
38. 「日本国の象徴と日本国民統合の象徴」とはどう違うか。
39. 天皇制と民主主義は両立するか。
40. 象徴天皇と国民主権主義は両立調和するか。
41. 天皇制は日本国憲法の原則か。
42. 何故、天皇を憲法の第1章に、天皇の地位を第1条に規定してあるか。

43. 戦後天皇制存置の背景はどのようなものであったか。
44. 第2次世界大戦と天皇の戦争責任をどのように考えるか。
45. 戦前、天皇は教育上どのように扱われたか。
46. 国民の総意で天皇制を廃止出来るか。
47. 憲法改正して天皇主権にすることができるか。また、天皇制を廃止することが出来るか。
48. 明治憲法で天皇が統治権の総攬者であったとはどのようなことか。
49. 明治憲法での天皇の大権事項としてどのようなものがあったか。
50. 戦前に云われた「国体護持」における国体とは如何なるものか。戦後国体は変わったか。
51. 象徴天皇制をどのように考えるか。

三 発問事項の検討・考察と問題点

以上の発問事項のうち、今回は天皇に関するものを中心に、若干の論説紹介をすると共に、解説・論評をし、合せてこれらの問題点のうちいくつかの点について、検討・考察することにする。重要な論点である国民主権主義と天皇制の問題については、稿を改めて論ずることにしたい。

〔1〕戦後、天皇制存置の背景

発問事項11, 33, 35, 36, 43, 44, 50は、戦後わが国で天皇制が象徴として存置されるに至ったことに関するものであり、戦後の天皇制の理解の前提に必要なことと考えるので、この点についてまず解説・論評することにする。

戦後、わが国の天皇制は昭和20年の秋から昭和21年の春にかけて非常な危機にさらされていた。極言すれば、「風前のともしび」の状態であったと云うことが出来る。それが、どうして象徴天皇制として存置されることになったかの経緯をまず概観し、それをどうして天皇の象徴性の理解の一助になればと考える。

1941年に日本の真珠湾攻撃で始まった太平洋戦争は、1945年8月14日、日本がポツダム宣言を受諾することによって終わったが、アメリカを中心とする連合国は日本から軍国主義を追放し民主化をおし進めるため連合国総司令部(G.H.Q.)を設置し、占領政策を実施した。

G.H.Q.の占領政策の中で最も論議的となったのは天皇制をいかにするかという問題であり、又、わが国の終戦に当り、最後まで固執したのは「国体護持」の問題であった。

1945年、広島・長崎に対する原爆投下、さらにソビエト対日参戦があり、日本の運命がいよいよ切迫するに及んで、一部の要人たちのあいだに、至急ポツダム宣言を受諾して戦争を終結させるしかないという決意が固められるに至った。ただ、これらの“終戦派”の人たちの懸念は、この受諾によって国体の護持が全うされるかどうかということであり、従って、彼らのあいだにおいても、この国体の護持ということだけは絶対の条件として固執されていた。

こういった終戦派の動きに対しては、それまで本土決戦を主張してきた統帥部の強い抵抗があった。8月9日に開かれた最高指導者会議構成員会議においても、国体護持の絶対的条件だけを留保して受諾すべきであるとの主張と、保障占領、武装解除及び戦犯処理についても条件を付するべしとする軍部の主張が対立した。そして、9日の深夜から10日にかけて開かれた最高戦争指導会議の御前会議の席上、“聖断”がくだり、国体問題に関する了解付でポツダム宣言を受諾することに決まったのであった。

かくして、政府はポツダム宣言を「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に受諾す」、「帝国政府は右了解に対して誤りなきを信じ本件に関する明確なる意向が速やかに表示せられんことを切望す」ことを連合国側に申し入れた。

連合側の回答は、「降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合最高司令官の制限の下に置かるるものとす」ること、及び「最終的の日本国の政府の形態は『ポツダム』宣言に遵ひ日本国民の自由に表示する意思により決定せらるべきものとする」というものであった。

この回答文は、天皇の大権に関する日本側の了解事項に対し直接に答えたものではなかったために、抗戦派及び国体擁護の強化派を興奮させた。また、「日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依リ」「日本国ノ最終的ノ政治形態」が決せられるという点についても、これは、日本の国体を破壊するものではないか、ということも問題とされた。しかし、結局14日の閣議及び最高戦争指導会議構成員連合の御前会議での第2の「聖断」によってその受諾は決定し、その日に終戦の詔書が発せられ、翌15日の正午天皇の終戦の玉音放送が行なわれたのである。

その終戦の詔書においては「茲ニ国体ヲ護持シ得テ」とされている。なお、8月17日に発せられた陸海軍人に対する勅語には「光荣アル国体護持ノ為朕ハ爰ニ米英蘇並ニ重慶ト和ヲ媾セントス」ということばがみられ、また9月5日第88回帝国議会における東久邇総理大臣の施政方針演説でも「ポツダム宣言ハ原則トシテ、天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要約ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ、涙ヲ吞ンデ之ヲ受諾スルニ決シ、茲ニ大東亜戦争ノ終戦ヲ見ルニ至ツタノデアッタ」ということが述べられている。それらのことからいって、結局それは国体を護持しての降伏とされていたことは明らかである。

その根本の考え方については、当時どの程度までつきつめられていたかは必ずしも明らかでないにしても、おそらくそれは、ポツダム宣言において「日本国民ノ自由ニ表明セル意志ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ」といい、8月11日の回答において「日本国の最終的の政治形態は『ポツダム』宣言に遵ひ日本国民の自由に表示する意思により決定せらるべきものとす」といっているのは、連合国として、それらの変更を強制するものではなく、同時にまた、現状を支持するものではなく、日本側で決せられるべきものであるということを示しただけのものであり、日本の最終的の政治形態の決定権を日本国民に移すところまでの積極的な意味は認められないという見解に立脚したものといいよであろう。

戦後、日本国憲法の天皇制に関しては、種々の論議がかわされているが、それについて考えるに当っては、まず、当初の思想と国情・社会的背景から、その後流動してきた世界情勢へと目を転じながら深く思考することが必要であるが、敗戦という国の存在の瀬戸ぎわにおいてすら、日本の指導者の間では、「国体の護持」が最後の一线として死守されようとしていたことは興味を引く点の一つである。

当時の日本側当局者が、その護持に執着した「国体」とは、「万世一系の天皇が統治権の総攬者として、わが国を統治し、民族の宗主としての天皇を中心として、国家が成り立っている」という国家の本質、国格を示していたと考えるが、この論理と感情は、その後の憲法改正における天皇制問題の進展においても、一つの大きな底流を成していたようである。

一方、戦勝国である連合国は、アメリカを除いて全ての国が、日本の天皇制存置には消極的であった。アメリカにおいても、政府首脳の中に早くから日本の天皇制の廃止を主張する者もあった。例えば、アメリカのマックリーシュ国務次官補は、ポツダムに出発しようとしていたパーズ国務

長官あてに、1945年7月6日「日本の無条件降伏の解釈について」と題する意見書を提出しているが、その中で次のように述べている。

「日本をして過去において危険な存在たらしめたもの、そしてまた我々がそれを許せば将来も日本をして危険な存在たらしめるであろうところのものは、第1に日本人の天皇崇拜であってこれが日本の支配グループ—軍閥—軍国主義者、資本家、大土地所有者及び官僚の連合—に日本国民に対する支配を可能にしたわけであります。アチソン氏が省議で指摘したように、天皇制は、時代錯誤的かつ封建的な制度であり、日本の時代錯誤的かつ封建的精神の持ち主たちを操縦し、利用するのに、このうえなく都合良く作られています。このような制度をそのままにしておくことはこれが過去におけると同じように将来においても悪用される大きな危険を孕んでおります。天皇制の維持に賛成する者がしばしばあげる理由は、日本の降伏は天皇のみがよくなしうところであるという理由ですが、この理由はさしあたりは確かに有力な理由であります。しかし、天皇が現在我々にとって便利な存在だとしても、長い将来にわたって考えてみると、今から一世代先に天皇が最大の危険の源泉になるかも知れないのです。ですから、天皇制の利害を考える際はそのような可能性も考え合わせなければなりません。この考え方は、日本人に天皇制を維持することを許せば、今日多くの生命を犠牲にせず済むという議論にもあてはまるのであって、日本の超国家主義者と産業的拡張主義者が過去において天皇制を利用したと同じように、将来再びこれを利用するようなことがあれば、我々がすでに失った生命は無益な犠牲であったことになり、しかも将来の新たな戦争において再び生命の犠牲を繰り返すことになりましょう。」と云って、日本の天皇を危険な存在として早くもその廃止を進言している。アメリカ国内においても、1945年秋の有名なアメリカのギャラップの世論調査では、天皇の処刑を含め天皇制の廃止は70%をこえ、天皇制に対する否定的な意見が強かったことがうかがわれる。

これは、日本の天皇制は日本軍国主義の精神的支柱であり、この精神的な支柱を取りのぞいて君主制から共和制にしなければ、日本は再び軍国主義が復活するであろうとする危惧が強かった為と考えられる。

しかも、この考え方は、ひとりアメリカのみならず、対日戦争に参加した連合諸国に共通した支配的見解であったようである。特にソ連・フィリピンは天皇を戦犯として裁判にかけられることを強く要請し、中国・ニュージーランド等は戦争犯罪者名簿の筆頭に天皇を掲げている。

ドイツの憲法学者レーヴェンシュタインは「君主制」という彼の著書の中でヨーロッパにおける君主制の衰退について、「敗戦が国民にとって、王朝の周囲により密接に結集する契機となった以前とはちがひ、今日ではもはや王朝は敗戦を切り抜けることはできない。たとえ王朝が敗戦に責任がない場合ですら、君主制は贖罪山羊なのであり、荒野に追いやられるであろう」と論じているが⁽²⁾、現代においては、君主と軍事制度が密接に結びついている場合は、君主制はもはや、敗戦のあとまで生きのび得ないことを指摘している。かくして天皇制の廃止は連合国側において真剣に考えられていたようである。

しかし、結果的に日本に天皇制が存置されるに至ったのは、いろいろの紆余曲折はあったが、最終的には、アメリカの政府首脳部が天皇存置に傾いた為であり、その中心となったのは、スチムソン陸軍長官、グルー国務次官、アチソン政治顧問等であったと考える。

グルーは早くから、大統領が公式に「もしも日本国民が欲するならば、無条件降伏は現皇統の廃棄を意味するものではない」旨を明らかにすべきであり、これによって日本の早期降伏をもたらすことが容易になるであろうと確信していた。さらに、神道における天皇崇拜という面も平和的統治

者の権威の下に置かれるならば、「国家の再建において負債ではなく資産となりうる」という趣旨を強調している。

グルーはかねて「もし日本降伏の時が来るならば、天皇はそれを持ち来たらす唯一の人間であることを深く信じていた」のである。その天皇制に対する見解は、1944年6月、彼がハルに送った手紙によく現われている。そのなかで彼は、日本占領軍に要求されるのは少なくとも「日本国民の心理と傾向」を察した「理知的な指導」であるといい、天皇制に関してアメリカのいだいている「偏見」を警告し、天皇制が将来の日本の「平和的な国際協調を理由づけ権威づけるために利用することができる」ものであることを主張している。

しかし、彼の従来の天皇制支持の主張が問題となり、上院外交委員会の公聴会において彼は証言を求められた。その際、彼は、天皇が日本において「安定的影響を及ぼし得る唯一の政治的要素」であることを強調し、もしこの要素を無視するならば、アメリカは「人口7000万以上の崩壊しかかった社会を無期限に維持し管理する重荷を負うことになる」と述べている。

1945年末の「国家神道廃止に関するGHQ覚書」につづき、1月1日、天皇は詔書の形式による「神格否定宣言」を行なった。同宣言は国家神道廃止覚書と一体のものであり、骨子はGHQによって作成され、その目的は天皇が「現人神」であること、日本民族が他民族より「優越せる民族にして、ひいて世界を支配すべき運命を有す」ことを否定する点にあった。この宣言が出された直後、アチソンGHQ政治顧問は、國務長官に書簡を送り「私は天皇は戦争犯罪人であることを確信している」が、日本政府を使って占領行政をすすめるためには「天皇がもっとも利用価値がある」との判断を示している⁽³⁾。

スチムソン陸軍長官の主張も、グルーと同じ方向であり、彼らが天皇制を存置しようとした主張の要点は、

- イ. 天皇の存在が日本の安定に大変役立つこと
- ロ. 天皇制は反共の思想的拠点であり、社会改革阻止の安定勢力となり得ること
- ハ. 天皇の存在が治安維持能力を持つこと
- ニ. 天皇を中心とする日本国民の団結力は強力なものがあり、これを反共に利用するのが有利であること
- ホ. 天皇制を存置する方が、日本の敗戦を早めることが出来ること
- ヘ. 実質的にはアメリカの単独占領の形を取った占領政策を成功させるためには、天皇を含む日本政府を通じて占領政策を実行させる方が有利であること

等々の判断によるものと考えられる。

最高司令官のマッカーサーも、そのままの天皇制の存続に対しては批判的ないし否定的であったアメリカの当時の国民世論を無視してまで、日本政府の意向を汲み入れての天皇制存続を認めることになるのであるが、マッカーサーが天皇制の存続を支持するに至った理由は、天皇の「終戦の詔勅」放送のもたらした日本の国民への影響力を高く評価して、そのような日本の国民への天皇の精神的権威を占領政策の遂行の自らの「安全ベン」として保持しようとしたこと、及び国体護持に執着する日本の支配層が保守的ながらも将来のアメリカと協力しうる自由主義経済体制を日本に維持する有力者であると見抜いたからであろうとされる⁽⁴⁾。

かくして、この年1月中旬までに、GHQ内部では天皇を戦争犯罪人容疑者から除外することをほぼ決定したと考えられる。マッカーサーは1月19日「極東国際軍事裁判所条例」を布告した。同条例は国際裁判所条例と異なり「国家元首」を裁くことを規定していない。さらにマッカーサーは1

月25日アイゼンハワー陸軍参謀長に書簡を送り「過去10年間日本の政治的決定に天皇が参加したという特別かつ明白な証拠は発見されなかった」と述べる一方「天皇はすべての日本人を統合する象徴である」と、早くも、のちの憲法第1条に酷似する表現を用いている⁶⁾。

さらに、1945年9月22日「米国の初期の対日方針」の第1節に、「最高司令官ハ米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ天皇ヲ含ム日本政府機関及諸機関ヲ通ジテ其権力ヲ行使スベシ。日本政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ」として日本の占領に軍政を施行せず、占領政策を日本政府を通じて実施させるという間接占領方式を採る方針を打ち出しているが、これについては念入りに「但書」を付している。即ち、「但シ右方針ハ天皇又ハ日本ノ機関ガ降伏条項実施上最高司令官ガ政府機構又ハ人事ノ変更ヲ要求シ乃至ハ直接行動スル権利及義務ノ下ニ置カルルモノトス尚右方針ハ最高司令官ヲシテ米国ノ目的達成ヲ目途スル前進的改革ヲ仰ヘテ天皇又ハ他ノ日本ノ政府機関ヲ支持セシムルモノニアラズ即チ右方針ハ現在ノ日本統治形式ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニアラズ」として、天皇及び日本政府機関を利用しようとするものであって、決してこれを支持するものではないことを明らかにしている。従って、戦後天皇制が存続し得たのは、主としてアメリカの日本間接統治に当り、天皇及び天皇の地位を政治的に利用しながら対日政策を推進しようとしたものであると考えられるが、同時に昭和天皇が政治的に利用し得るだけの十分な資質を有していたことも関係していたものと考えられる。

その昭和天皇の非凡の資質の一端をみると、1926年大正天皇が亡くなり、病弱で政治能力も余り無かった大正天皇のあと、摂政であった皇太子裕仁があとをつぎ、昭和と改元されたが、支配層は「昭和中期萬機一新」と新帝・昭和天皇に期待をよせた。新帝・昭和天皇は並々ならぬ貴族的政治能力⁶⁾の持ち主であったと考えられる。

昭和天皇が善悪の面は別として帝王学の線にそった優れて有能な資質と能力を持ち合わせた帝王であったことは、随所に見られるところであるが、2・3指摘すれば、まず1941年12月8日、アジア・太平洋の全域を戦火にまきこみ、アジア諸国民2千数百万人の生命を奪い、わが国も軍人・軍属の死者約155万人、負傷・行方不明約31万人、一般国民の死者約30万人、家屋・家財・生産財等の膨大な被害を発生した太平洋戦争を天皇の名において開戦し、天皇の名の下に日本国の人的・物的資源を総動員・統一して戦争を遂行した点に見ることが出来る。また、1945年の敗戦近くには、陸軍550万を中心とする720万の大軍を動員し天皇の軍隊として統帥権を行使し得た点、更に1945年8月14日、政府と軍主脳部が対立混迷する中、天皇の裁断によりポツダム宣言の受諾を決定し、8月15日、天皇のラジオ放送で戦闘は停止され軍隊の完全武装解除が滞りなく行なわれた点、更に、この昭和天皇の資質・能力に着目した占領軍総司令部が天皇を占領政策に利用するのが有利との判断から、ソ連等の反対を押しきって天皇制存置の方向に踏み切ったのを受けて、天皇は敗戦によって倒れることが通例である君主制(天皇制)を天皇自身の戦争責任の問題をかゝえながら、天皇制を存続せしめ、さらになお今日象徴天皇制の基盤を確立し得た点等に見られる能力は、良し悪しの面は別にしても、並の天皇のよくなし得るところではないであろう。

昭和天皇が好むと好まざるとにかかわらず、有していたと考えられるカリスマ的存在としての性格は、その政治的能力のみならず、その容姿・容貌・風格・音声・更には崩御に当って見られた強靱な生命力・あまり物に動じない神経・また側近ならびに昭和天皇をよく知る者が云うところの誠実さを中心とする人格等が相融合して発現していたものと考えられる。

いづれにしても、戦後の天皇制が存続、存置し得たのは、或る種の好運にも恵まれたとは云え、

政府の国体護持論、昭和天皇の貴族的政治的資質と、天皇の地位を間接占領統治に利用しようとしたアメリカの占領政策によるものと考えられる。

〔II〕天皇の象徴性

発問事項の10, 11, 12, 20, 22, 33, 38に関しては〔I〕の天皇制存置の背景と天皇の地位である象徴性について検討する必要がある。

上記〔I〕のような経緯によって存置せられた天皇制は、象徴としての地位を有することになったが、象徴の意味と性格は、その表現が抽象的であるだけに、極めて多義的で曖昧な面があることを払拭し得ない。それは、日本政府及び日本間接統治占領に主導権を握ったアメリカや、天皇制に反対のソ連を中心とする勢力等との交渉と掛引きの結果生まれた妥協の産物であったがためと考えられる面がある。

その例を1つ掲げてみると、1946年2月13日、ホイットニー将軍が、マッカーサー最高司令官に代り、外務大臣吉田茂氏に新しい日本国憲法草案を手渡した際の出来事を記録した「マッカーサー憲法草案手渡の際のGHQ側会談録」を見ると、その中にホイットニー将軍は次のように述べている部分がある。

「あなた方が御存知かどうか分かりませんが、最高司令官は、天皇を戦犯として取調べるべきだという他国からの圧力、この圧力は次第に強くなりつつありますが、このような圧力から天皇を守ろうという決意を固く保持しています。これまで最高司令官は、天皇を護ってまいりました。それは彼が、そうすることが正義に合すると考えていたからであり、今後も力の及ぶ限りそうするでありましょう。しかしみなさん、最高司令官といえども、万能ではありません。けれども最高司令官は、この新しい憲法の諸規定が受け容れられるならば、実際問題としては、天皇は安泰になると考えています。⁽⁵⁾」と云って、マッカーサーは憲法草案である松本内務大臣を中心として作成した松本案に日本政府が固執するならば、ソ連等の反対を押し切ってまで、天皇制そのものを保障し得ないことを示唆していた。従って、天皇制を存続せしめる為には「象徴」と云う抽象的表現が必要であったと考えられるが、それだけにその意味は曖昧な面を持つことになり、「象徴」についての十分な理解を困難ならしめている。

同日GHQ案(マッカーサー憲法草案)を受け取った日本政府は、その内容にショックを受けるが、諸般の事情から結局その案を原則的に受諾することを決定し、2月下旬より日本政府案の作成作業を始めることになる。

日本政府が作成した改憲案の制憲過程で良く知られているものは、3月2日案→憲法改正草案要綱(3月6日発表)→憲法改正草案(4月17日発表)→帝国議会提出の帝国憲法改正案(6月20日提出)である。そして、その改正案では天皇を「日本国の象徴」、「日本国民統合の象徴」として存置した。この象徴天皇制について、日本国憲法(「帝国憲法改正案」)を審議した憲法会議(第90回帝国議会)では、どのような議論がなされたであろうか。

この憲法によって「国体」が変更されたかどうかの論議が、憲法議会における最大の論点であったということが出来る。特に貴族院には、この憲法審議のために任命された多くの学者議員(南原繁、佐々木惣一、宮沢俊義、高柳賢三、我妻栄、高木八尺、浅井清などの諸教授)が議席を占めていた。「国体」をめぐる論議は、特にこれら学者議員と政府との間の理論的な論争であった。そしてこの論争には、いうまでもなく、終戦当時以来の「国体護持」問題の背景があったのである。

この論争を通じて、政府は「国体不変」を主張し、学者議員はほとんど一致してこれを攻撃した。

政府の「国体不変論」とは、「国体」即ち日本の根本特色は、「われわれ国民の心の奥深く根を張っているところの天皇へのつながりを以て、いわば天皇をあこがれの中心として国が成り立っているということ」であるとし、それはこの憲法によっても何ら変わるところはない（金森国務大臣）というものであった。この場合「あこがれの中心」という特異なことばが用いられたのは、天皇と国民との関係を権力から離れた精神的な関係—元旦詔書にいう「相互の信頼と敬愛」—としてとらえるという考え方を示そうとしたものといえよう。この意味では、それは、天皇が政治上の権威と精神上の権威とを不可分に併せ持っていたという、従来の「国体」と同じものではないことは認められるだろう。しかし、このような政府の「国体」の観念は、従来一般に考えられていた「国体」とは別の観念であり、このような発想をとるならば、国体の不変更が主張されるのは当然であった。そもそも「国体」なる言葉は多義的で、その概念が不明確なのであるが、帝国憲法時代には、少なくとも三種の用法があった。第1は、憲法学者上杉真一、穂積八束らの使用法で、それは主権の所在により生じる国家体制上の区別を意味した。第2は、帝国憲法時代の判例における定義で、それはさしあたり、国体を変革する目的の団体結成等を規制しようとした治安維持法について述べられたものであったが、「我帝国八万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコト」であった。第3は、思想的・精神的意味での日本の特色をさして使用するものであった。憲法学的に、上記のうちのどの使用法をとるかは別として、憲法議会では、日本政府といえどもさすがに第2の意味での国体を変更したことはこれは認めないわけにはいかなかった。ただ「国体」とは「国の基本特色」であるとする以上、従来のような「国体」は実は「国体」というべからざりしものであり、むしろここで政府が強調したのは、第3の意味での国体であった。しかし、仮に政府のいうような「国の根本特色」が不変であるとしても、「国体」という文字は従来の意味に限定して用い、「国体」が変更されたことを率直に承認すべきであったであろう。それにもかかわらず、政府がなお旧い「国体」の語を用い、その不変を主張したことの背景には、やはり終戦の際の「国体護持」の最後の一線が、この憲法においても、なお維持されているといわなければならない事情があったというほかはないだろう。

「国体」の問題は、同時に「象徴」としての天皇の地位の問題であるともいえよう。マッカーサー草案以前の段階までは、政府及びその与党たる保守的諸政党の立場は「天皇制絶対護持」にあった。その立場からすれば、政府とこれら諸政党は、この憲法の定める天皇制には反対せざるを得なかったはずである。しかし、政府とその与党はこの憲法の成立に責任を負わざるを得なかった。そのため、この憲法の定める天皇制に賛意を表する何らかの理由づけが見出されなければならなかった。そしてその理由を、辛うじて見出し得たのは政府が前に述べたような国体不変論であった。そのことは、また、例えば吉田首相が「日本主義のデモクラシー」を説き、そのような理解から象徴天皇制について、次のように答えることの出来る余地がなお残っていたのである。「一言私が申し上げたいことは、第1条にある象徴という文字であります。この文字についていろいろ御議論もありますようではありますが、天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴なりという観念でありまして、これは事実と申すよりは、今日においては法律的事実である。例えば君民一如といい、一君万民といい、君民一家といい、これは自然に発生した日本の国家の形態であります…。日本国民の観念において、日本国民の意識において、何ものにも疑い得ざる事実であると思います。」（1946年6月26日 衆議院本会議）

ここでは象徴天皇制が、旧い伝統的な「君民一如」、「一君万民」、「君民一家」と完全に同じものとして説かれている。このような「君民一如」、「一君万民」、「君民一家」という思想は、まさに従

来の「国体」の原理から流れ出たもの、あるいはそれを支えていた伝統的な思想であった。象徴天皇制がもしも吉田首相におけるような理解でとらえられるならば、それは旧い「国体」の原理をそのままに存在せしめることともなりかねないのである。そして右のような理解は、単に吉田首相だけの独自の理解であったのではなく、そのような理解が、当時なお伝統的な天皇観から解放され得なかつた政府首脳部の中心的考え方であった。

しかるに、日本政府と異なりGHQ当局は、天皇は明治憲法においても象徴であったとは決して理解してなかつたと考えられる。即ち、この憲法において創立的に天皇が象徴とされるというGHQの態度は、第1条が“The Emperor shall be the symbol…”とされていることから分るが、この部分を日本側が3月2日案で「標章タル地位ヲ保有ス」としたのに対し、「『保有』はmaintainであり、従来のある方をそのまま維持するという意味だから、天皇の地位を根本的に変更しようとする今度の改正の趣旨に合わない」としたことや、4月17日発表の「憲法改正草案」が「…象徴であり…象徴であつて…」と規定したのに対し、「『天皇ハ日本国ノ象徴デアリ…』ト訳スルコトハEmperor being the symbol of the state ノ意ニシテ本憲法実施ト共ニ天皇ガ国家ノ象徴トナル、即チ従来ト全ク異ルモノニナルトノ意ガ出テ居ラズ」と不満をのべたことで確証されるものである⁽⁷⁾。GHQ当局は、天皇が象徴となったのは日本国憲法によってであるとの理解によるものであり、象徴をめぐる天皇像に関しても日本政府との齟齬があつたようである。これは、象徴という概念の中味が明確でない面からも来ているものと思われるが、象徴の意味について更に検討を加えてみたい。

象徴天皇制は、アメリカの占領政策（対ソ連政策も含め）と天皇制と国民主義との妥協的産物と考えるが、それだけにその意味は明確に把握し得ない面がある。従つて、天皇制護持の立場からは象徴の意味を無限大に拡大しようとする傾向があり、国民主義の立場からは、極めて消極的・形式的に解釈しようとするものである。「象徴」という言葉は、具体的有形的なものが抽象的無形的なものを表現する場合に用いられる。国民が、ある具体的有形的なものを見て、それを抽象的無形的なものの象徴と感ずるかどうかは、国民の内心の受け取め方であつて、まさに社会心理的な事実ともいふべきものであろう。更に象徴は、いわゆる代表概念とはその内容を異にする。象徴は、象徴するものと象徴されるものとが異質的であつて、両者の関係を超越的に表現するものであるが、代表は、代表するものとされるものとが同質的であつて、両者の関係を内在的に表現するものである。それ故、代表では、代表者の行為が被代表者の行為と同一視されるのに対し、象徴ではそうした関係は存在せず、象徴たる天皇の行為が日本国ならびに日本国民の行為と法的に同一視されることはない。

天皇の象徴性については、消極的にとらえるものと積極的にとらえるものがあるが⁽¹²⁾、まず、天皇の象徴性の消極面を見ると、2つの面が考えられる。1つは、憲法が特に天皇に「象徴」という特異な名称を与えたということは、天皇が象徴以外のものではないということを示すものであるとする面である。例えば宮沢教授が、「日本国憲法第1条の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調するにあるよりは、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調するにある、と考えなくてはならない」と述べられているのは、この考え方の適例である。この面は、天皇が特に象徴たらしめられたことの意味の中に、天皇の象徴性の消極性を見出そうとするものである。

しかしながら、いうまでもなくこのような考え方は、象徴そのものの意味をどのようにとらえるかということと無関係ではない。つまり、天皇が象徴とされたということは、天皇が象徴以外のものとはされなかつたということであつて、そこには象徴そのものの意味がすでに前提されているか

らである。従って、天皇が象徴とされたことの意味の中に、天皇の象徴性の消極面を見出そうとする考え方は、同時に象徴の観念そのものの中にも消極性を指摘するのが、天皇の象徴性を消極的なものとしてとらえる場合の第二の面である。

ところで、「象徴」とは、機能的にいうと象徴されるものの意味内容が始めにあって、象徴するのはそれを具象化するのに最も適当なものとして選ばれたものであるということに求めることができる。そして何が故にある一つのものが象徴として選ばれるかといえば、それは複雑な要因に基づくものであり、特に人間社会の事象に関する象徴の作用については、この背景にいろいろの複雑な社会的・歴史的・思想的な事実が存在するといわなければならない。

しかしながら、これだけでは象徴の観念そのものの消極性ということでは出てこない。そこで象徴の観念を更に突きつめてみると、象徴の機能、即ち象徴が象徴たる所以は、象徴が象徴されるものに存する意味内容を表現し具体化するところにあるということにある。つまり、象徴は所与としての象徴されるものに存する意味内容を、ありのままに、いわば忠実に、何らそれに影響を与えることなく具体化するものであるということである。つまり、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴たり得るのは、それが日本国及び日本国民の統合をそのままに、何らこれらに影響を及ぼすことなくして具体化するものとされるがためであると考えられる⁽¹²⁾。

次に、明治憲法下の天皇の象徴性と新憲法下の天皇の象徴性について考えてみると、両者の相違は、何が故に天皇が象徴であるとされていたかという点にある。明治憲法下において天皇は、神勅主義に基づく現人神としての統治権の総攬者として、臣民に対して絶対的な権威をもつとされていたが故に、天皇が国及び国民統治を象徴するとされていた。即ちそこでは、天皇が大日本帝国を絶対的権威を以て統治するものであり、その意味で天皇を離れて日本国が考え得られないものであったが故に、象徴であるとされていたのである。即ち、明治憲法において天皇が象徴であるとされたのは、天皇のこのような万能性・権力性あるいは能動性を伴いながらであった。ところがこれに対して、日本国憲法において天皇が象徴であるとされるのは、このような万能性または権力性あるいは能動性を伴いながらではなくて、逆に天皇の無能力性・非権力性あるいは受動性の故にである。そこに日本国憲法における天皇の象徴性の所以があると考えるのであり、またそれが「象徴」の一般観念に合致するものであると考えられるのではないだろうか。

即ちこのように考えると、天皇が、あるいは広く一般的にいつて、何ものかが象徴であるとされている場合には、それが無能力的・非権力的・受動的であればあるだけ、よりよく象徴であり得るということになる⁽¹²⁾。このような考え方が、象徴の観念そのものの中に消極的なものを見出し、それと結びつけつつ、天皇の象徴性を消極的なものとしてとらえる考え方である。

次に象徴性の積極的に機能する面を見ると、まず一つには、明治憲法下での天皇の象徴機能が挙げられる。明治憲法下の天皇は、その万能性、権力性の故に、積極的に国民に働きかけることができた。では、日本国憲法下での天皇の象徴性についてはどうであろうか。

そもそもあるものが象徴とされるのは、それが象徴すべきものの意味内容を具象化するために最も適当なものとして選ばれることによってである。つまり、ここでは象徴は象徴されるものによって拘束されることになるのである。しかしながら、以上は、あるものが象徴とされるまでのことからである。即ち、このようにして、あるものが一旦象徴として選ばれると、今度は、それが逆に、象徴されるものを拘束するということになる。つまりそこでは、象徴は象徴されるものに対して、積極的な機能を営むことになるのである。そして、ここにある種の問題が生じることになる。

一般に何ものかが国家の象徴とされる場合においては、それは国家や国民の一体性・運命共同性

への意識を強化するという機能が期待される。しかし、この場合には、象徴されるものとしてのその国民の意識がすでに不動のものとして存在しており、それが象徴を見ることによって一層明らかかなものとなり、強いものとなるべきである。しかし、これに反して、何ものかが国家の象徴とされ、それが象徴すべき国家の理想や方向や在り方について、国民の意識が必ずしも不動ではなく分裂しつつある時は、その「象徴」を見る人々は、それぞれ、みずからの欲する理想や方向をその「象徴」の中に見出し、またそれによってその理想が強められることを期待するようになる。そこでは「象徴」は、その国における対立する勢力の数だけに分裂し、それぞれの勢力が他の勢力を排助するためにそれぞれ「象徴」の積極的機能を利用することになるのである。そこでは、「象徴」の機能は、本来の役割を逸脱することになり、またそのことは「象徴」を「象徴」たらしめないことともなる⁽¹²⁾。従って、象徴の意味内容のどこに力点を置くかによって、象徴の機能もかなり相異して来ることになる。

一般に象徴 (Symbol) の概念は、前述の如く、代表 (Representation) の概念と区別され、代表は主体自身の内容を内在的にあらかず同質的なもの相互間の関係であるのに対して、象徴は実在的他人との関係において超越的にそのものをあらかず異質的なもの相互間の関係であるといわれる⁽⁸⁾。公法政治学会においても、象徴の概念は、同じように規定され、その社会的政治機能は、国家政治の統合 (Integration)、即ち国家構造における異質的分子 (die disparten Elemente) を統一にまで熔接 (Zusammenschweissen) するところにあると考えられている⁽⁹⁾。従って憲法の趣旨は天皇を、そのような意味において国民とは異質的な存在として、国家の民主政治的統治組織の外におき、それに象徴としての、統合機能とを賦興しようというのであり、更に天皇が象徴であることは、わが国の歴史的感情的倫理的要求としての社会的事実であるが、憲法の「天皇の地位」は単にかような事実を表示するにとどまらず、社会的法的観念として「象徴とみなされるべきである」との規範的要求を含んでいるものと解しなければその意味を失うとの見方もある。

かくして天皇の象徴性については、象徴の意味と、象徴の社会的政治的機能と、その規範的要求を理解しなければ、正しい理解は不可能ではなからうか。しかるに、このことは中学校段階の生徒にも極めて困難なことである。まして小学校の児童には不可能に近い。このことは「天皇の地位」についての取扱いを困難にしている原因の一つであるが、一般に「象徴」という概念は不明確であって理解しがたい言葉というべきである。その点については、憲法調査会報告書の中にも、その様な指摘が見られるのであり、およそ憲法上の「天皇の地位」を表わす言葉として「象徴」というのは適切でないとの意見がある⁽¹⁰⁾。それは、①象徴という言葉は、君主または大統領を現わすものとして憲法上に前例のない言葉であること。②象徴という言葉は、日本的でない外国流の言葉であり、日本の特殊な天皇の地位を表わすに不適當な言葉であること。③「象徴」ということばは、心理的、精神的、歴史的な性格を表わすことばであって、天皇の国法上の地位を表わすことばとしては科学的でなく、また不明確なことばであること。④「象徴」という観念は象徴されるものと象徴するものが別箇の存在であることを意味するが、日本の歴史と伝統においては天皇と国民とは一体であるのであるから「象徴」と定めることは、この一体感を害することになること、等をその理由として上げ、「象徴」という言葉の代りに次の様に規定すべきであるとの意見が見られる。

即ち、「天皇は外国に対して日本国を代表する」とすべきであるとするもの、天皇は「天皇」の文字のみで表わし、その地位及び機能を明らかにすべきであるとし、国家機関としての天皇の地位については、「天皇は日本国の首位にあって、日本国を代表する」と規定すべきであるとする意見、これは同時に、人としての天皇の地位については、日本国の基本的性格として、「日本国は、天皇を国

民統合の中心とする民主主義の国家である」と規定すべきであるとするもの、「日本国民統合の象徴」とあるのを「日本国民統合の中心」と改め、かつ「天皇は外国に対して、日本国を代表する。」と規定すべきであるとするもの、「日本国民統合の象徴」は存置するが、「日本国の象徴」は削除し「天皇は対外的に日本国を代表する」という規定を設けるべきであるとする意見、この意見は「象徴」の文字をすべて削除するものではなく、「国民統合の象徴」たる面は存置すべきであるとするものである。ただ「日本国の象徴」については、この表現は対外的に元首たることを意味すると解することができるが、なおそのことに疑義なからしめ、かつ日本国が君主国であることを明らかにするために、それに代えて、上記のような設定を設けるべきであるとするものである。勿論「天皇の象徴性」「象徴天皇制」を最も妥協とする見解もあるが、その中で次の意見は問題のあるところとして注目されなければならない。即ち「天皇の存在は、憲法以前のことであって、天皇の存在は制度ではない。『象徴』という表現は、無限大に近い広さと深さをもつ表現であって、あえて手をつける必要はない。西洋流の解釈や法律学的観点から『象徴』の文字を論議するならば種々の論議もありえようが、今日の国民的確信の上に立ち、また東洋流の『無』にまた『空』ともいふべき無限大に大きく包括的な日本の天皇の性格に思いをいたすならば、『象徴』の文字は比較的無難な文字である。即ち『象徴』という文字の内容を日本流に創造・充実して行くべきである」としているが、この見解は「象徴」という概念が必要以上に拡大解釈される危険性ははらむものであり、特に「『象徴』という表現が、無限大に近い広さと深さをもつ表現であり、『象徴』という文字の内容を日本流に創造・充実して行くべきである」とする点は、天皇の象徴機能を極端に拡大させ、天皇元首化論、天皇権力強化論となり、明治憲法時代の天皇と変らない地位と機能を賦興する根拠ともなるので、充分警戒しなければならないところである。

かくの如く、「天皇の象徴性」について、各種の解釈や見解のあるのは、「象徴」という概念ないし言葉が不明確である為であり、「象徴」ということを単に辞書的に「抽象的無形の概念を具体的有形のものでいい表わしたものと説明し、それを天皇の地位に適用して、その地位を解説したところで、「天皇の地位」については、児童生徒には、ほとんど理解することは困難である。

更に、児童生徒の理解の対象である「日本国の象徴」と「日本国民統合の象徴」とについては、これを同じ意味と説明するものがあるが、前者は主として対外的に存在を認識せしめる機能をもち、後者は対内的に国民統合の姿を各人に意識せしめ国家的団結の契機となる機能をもつと解すべきである。かくして「天皇の地位」については「日本国の象徴」として又「日本国民統合の象徴」としての二面を持つことになるが、どちらも児童生徒には、その理解は困難であろう。

次に「象徴としての天皇の地位」は「主権の存する日本国民の総意に基く」ことの理解が、中学校段階では要求せられているが、これも極めて、むつかしい問題である。この「主権の存する日本国民」とは国民主権主義を宣言したものであるが、「日本国民の総意に基く」の理解は極めてむつかしいのではなからうか。総意に基くとは、法律上の普通の用語例として、法的根拠を指示するものであり、英訳文中にderivingという文字が当ててあるのも、このことを意味する。従って「天皇の地位」は主権者たる国民の意志による根拠づけによってはじめて、象徴としての存在を認容されていることを意味するものであり、そのような法的根拠を失えば、天皇の地位は変動せざるを得ないことになるが、「天皇の象徴性」の法的根拠である「国民の総意」とは何であるのか、「総意」とは文字通りには全員の意志ということになるが、日本国民全員が天皇の象徴としての地位を認容しているとは考えられないことである。これは議会に提案された時の原案では「天皇は…象徴であって、この地位は、日本国民の至高の総意に基く」(The Emperor shall be the symbol…, deriving his

position from the sovereign will of the people) となっていた。これを衆議院で、「…この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(…, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power) と修正したのであるが、至高の総意 (sovereign will) が、主権 (sovereign power) の意味であるとすれば、天皇の地位の説明には無理はないが、「日本国民の総意」となると、極めて無理な説明をしなければならないことになるのではなかろうか。結局「総意」とは文字通りの全員の意志ではなく、民主的多数決の原理に従って、反対者も一度決定したことには同調していくとする意味においての「総意」として理解せざるをえないことになる。ちなみに、明治憲法下の天皇の地位の根拠は王権神授説に基く神勅と解せられる。

以上「天皇の地位」については、文部省の「社会科指導書」では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基くことの趣旨を正しく理解させることが必要である。」としている。

しかし、象徴を理解させる為にシンボルといいかえても、その意味は分らないのであり、教科書によっては「しるし」として、「天皇は、日本国や国民のまとまりのしるしときめられています。」と書かれているが、「天皇が日本のしるし」とは如何なることなのか、更に1947年に発行された文部省の「新しい憲法のはなし」には、象徴を「きしょうだ」と説明されているが、象徴天皇が「日本のきしょうだ」とは如何なる意味なのか、確かに「象徴」とは「帽子のきしょうのようなもの」というのが、児童生徒には理解しやすいであろうが、それを天皇の「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」にそのままあてはめても、全体として、その意味が明確にからないのである。「天皇が日本国のしるしであり、日本国民統合のしるし」であり、また「日本国のきしょう」であると説明しても、充分その意味を理解することは出来ないであろう。更にその意味を「天皇を見ることによって、日本国の姿が分り、日本国民統合の姿が見られるのである」と説明しても、天皇の地位を、どれだけ理解したことになるであろうか。

象徴の正しい理解は、小・中学校生徒には困難であろう。無理に理解させようとしてかえって間違った指導におちいっている場合も少なくないのではないかと憂慮するものである。従って憲法第1条の趣旨を小・中学校の児童生徒に正面から理解させようとするより、明治憲法の天皇が統治権の総攬者として、あらゆる国政上の権能を保有し、その地位の根拠も天照大神の発した天孫降臨の神勅に由来し、現人神として、絶対神聖不可侵の存在であったのと対比して、戦後、天皇の神格は否定され、あらゆる国政上の権能はなくなり、その地位も国民の意志によって認められているのだというように、新旧両天皇制の最も特徴的な相違点を説明し、旧天皇と対比することにより、現在の天皇の地位を理解させるようにするのが、児童生徒には理解しやすいのではなかろうか。現在の「天皇の象徴制」を如何に説明してもその理解は結局、不明確に終るものと考えるのである⁽¹¹⁾。

〔III〕天皇の地位とその根拠

発問事項21, 22, 23は、天皇の地位の象徴性に関連して、天皇は象徴であると同時に君主であるか、元首であるか、国民であるかということであり、これについて検討している。

明治憲法の統治権の総攬者から象徴へと大きく地位が変化した現行憲法下の天皇については、果して君主といえるのか、議論の存するところであろう。

もちろん、今日では、総じて君主の権限が形式化し、君主制と共和制の区別も相対化してきており、天皇が君主か否か、従って日本国が君主国か否かを問うこと自体、あまり意味がないとする見解もある。しかしながら、今日なお君主制を維持している国においては、それなりの理由が存し、君主に一定の政治的意義を認めていることも事実である。この場合、君主制一般のメリットとして

あげられるのは、第一に君主が中立的ないし調整的権力の保持者であり、政党政治における安定的要素にたりうること、第二に、君主が国家の統一制・永続性の象徴たるにふさわしい存在であることなどである。それでは、天皇は果して君主といえるか。君主のメルクマールとしては、今日、①独任機関であること。②その地位が世襲であること。③その地位に伝統的威厳を伴うこと。④統治権少なくとも行政権の一部をもつこと。⑤象徴的機能が認められること。⑥対外的に国家を代表すること。⑦無答責任性が保障されていること。などがあげられる。ここで問題となるのは統治権及び対外的代表権であろう。そこで、統治権及び対外的代表権につき実質的権能を必要とするとした場合には、天皇はこれを有しないから否定的に解され、形式的、儀礼的権能で足り得るとした場合には、天皇も君主であるとされる。この点、君主の概念自体が歴史的、流動的なものであり、今日では世襲制及び榮譽性ないし象徴的機能をもって足りるとする見解もあるが、わが国の場合、その歴史的な性格や国民感情から考え、共和制と考えるのは時期尚早であり、極めて制限された特殊の君主制と考えるのが妥当ではないかと考える。

次に、このような天皇は果して元首といえるか。この点、元首の概念自体が多義的であり、主要なものとしては、①対外的に国家を代表するとともに、国内的には行政の首長である機関とする説と、②対外的に国家を代表する地位と権能を有する機関とする説が対立している。そして、この場合も、君主と同様、実質的権能を必要とするか否かで見解がわかれている。実質的機能を重視する立場からは、内閣ないし内閣を代表する内閣総理大臣が元首とされ、儀礼的権能で足りるとする立場からは、天皇も元首たりうるとされる。その他、象徴（シンボル）は元首の属性を意味するとして天皇を象徴的元首と解する説、天皇にも準元首的性格を認める説、元首的役割が内閣と天皇に分断されているため、どちらも元首とよぶのは無理であるとして、元首不在を唱える説がある⁽¹²⁾が、天皇は元首にあらずとするのが、国民主権原理の立場からは妥当であると考えられる。

次に天皇の地位に関連して、天皇は「国民」であるか否かが問題となる。天皇が人間であって、戦前のような「現人神」でないことは、戦後自からなされた「人間宣言」をまつまでもなく明らかであるが、国民であるか否かということは、しばしば問題となるところである。一般に講学上、日本国民には広義、狭義の二種の意味があるとせられるが、ここではまず、日本国憲法上に出てくる「日本国民」の概念の中に天皇が含まれるか否かを検討してみる。日本国憲法では①前文の1、2、4項目の各冒頭、②第1条、③第9条、④第10条、⑤第97条で「日本国民」の語を用いている。英語では、第10条では、a Japanese Nationalとしており、その他はいずれもみなPeopleとしている。第10条の日本国民と前文冒頭、その他の日本国民とは同一概念であるかということ、その間多少の差異があり、第10条の「日本国民」は日本国を構成している個々の国民を意味し、その他の場合の「日本国民」は個々の国民より構成されている全体としての国民を意味するものと解されるが、いづれにしてもこの憲法のいう「日本国民」の中に天皇が含まれているか否かの問題である。

この点は議会においても盛んに論議されたところで説も分れている。議会の政府説明によれば、「日本国の人間全体を云いあらわす適当な言葉がなかったため、言葉の当否は別として、天皇を含めた意味において『日本国民』の語を用いて新憲法を起草したのであって、日本国民という中には天皇を含む趣旨である」という。或る者は第10条の日本国民の説明として、ここにいう日本国民とは、すべての日本人を意味し天皇を除外するものではないが、ただ天皇、皇族は皇位とその継承という特殊の地位から一般国民とは別な例外的取扱いをされるにすぎないと説く。しかし通説は新憲法の日本国民とある中には天皇は含まないと解している。蓋し、前文冒頭の「日本国民」は憲法制定権者として、天皇を含めて解釈することはできないし、第1条については、ここにいう主権とは

国政を最終的に決定する権力をもつ者ということで、君主主権か国民主権かという場合の主権であって、かかる意味の主権は新憲法では国民にあるとしているから、第1条の「日本国民」の中に天皇を含めることも無理がある。また第10条についてみると、本条権利義務の主体としての日本国民の範囲を定める必要からおかれた規定で、天皇以外の日本人の資格を定めるものであることは、天皇については憲法第2条があること、国民の義務、基本的人権の起源発達の歴史などに照らして見ても理解し得るところである。

かくして憲法上、厳密には「天皇」は「日本国民」の中には入らないと解されることになる。では外国人かといえ、そうではないので、広義では日本国民の一人と解して良いと考える。ただ広義では日本国民であるとしても、国民とは、政治的、経済的、社会的に異った各種の特権的例外的な身分をもつことは、子供に示す必要があろう。

即ち、天皇は社会的に一般国民にはない陛下の敬称がつけられ、経済的には皇室費が支給される。憲法第14条、第24条の個人の平等原則や男女の同権は適用されなく、天皇の地位には天皇家の血統を引いた男系の男子が皇室典範の定める順序により、その地位につき、女の天皇は認められないこと。従って天皇の地位は国会議員、首相等の公職とは相違し、基本的に国民投票や選挙、公務員試験等の手続によらず、世襲によりその地位につき、民主的手続は経ないこと、天皇は住居移転、職業選択の自由、外国移住、国籍離脱の自由、選挙権、被選挙権等々はなく、婚姻の自由は制限せられ、皇室会議の議決がなければ「両性の合意のみ」では結婚は許されないこと、財産の授受については、国会の議決を要し、勤労、納税の義務は無く、18才で成年に達すること、訴追せられないこと⁽¹³⁾。等々一般国民とは異った身分を持つことは、児童生徒に示す必要があろう。しかし何故そのような特権、例外があるかを説明することは、その理解が中学校の生徒にも困難であるからして、一般国民との相違点を指摘する程度で充分と考える。

〔IV〕天皇の権能

発問事項16, 17, 19, 24, 25, 26, 34は天皇の権能に関するものであるが、天皇の権能については、まず憲法の第4条は「天皇はこの憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有していない」としている。

天皇の行う国事に関する行為とは、現憲法の規定から「1 憲法改正、法律・政令及び条約を公布すること。2 国会を召集すること。3 衆議院を解散すること。4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。7 栄典を授与すること。8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。9 外国の大使及び公使を接授すること。10 儀式を行うこと。」の10項目がまずその内容としてあげられることになるが、これらをただ天皇が行い、国事行為として列挙しただけでは、児童は天皇を恰も国の最高機関であり元首としての性格をもつものとしてとらえることになりかねないのである。特に天皇は憲法第6条により「内閣総理大臣を任命」し「最高裁判所長官を任命」する任命権をもっているものであり、この点では天皇は国の最高機関の如き性格を表わしているようにうけとられる。従ってこの点の説明は充分になされなければならないところであり、憲法第7条規定の国事行為は、すべて「内閣の助言と承認による」ものであることを強調する必要がある。それは憲法第7条も「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」としているし、また第3条でも「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし内閣がその責任を負ふ。」と

しているところからも明確に指導されるべきである。従ってこの天皇の国事行為の列挙だけに終わっては天皇の権威権能の強さを印象づけるだけである。従ってこの天皇の国事行為が「内閣の助言と承認」によらなければ行い得ないことを説明しなければ、天皇の国事行為の性格や地位も充分理解せられ得ないが、この「内閣の助言と承認」ということの意味もまた児童生徒には極めて困難な要素である。

この「内閣の助言と承認」(advice and approval)にいう内閣の助言とは、内閣の自発的積極的進言であり、内閣の承認は、天皇の意思に対して内閣が受身的に承認することであるとされる。従って厳密に考えれば、天皇が国事に関して認められた権能を行う場合には、すべて、あらかじめ内閣の積極的進言があり、それを天皇が自分の意志にした上、さらにその天皇の意思に対して内閣の承認があることを必要とすることになる。しかしこのような経過が実際にとられるであろうか。特に「天皇が自分の意志とした上」という点は全く問題のところである。また「内閣の助言と承認」のうち、何れか一方でよいとする解釈もある⁽¹⁴⁾。これによれば、天皇が国事行為について発意したときは、内閣はそれについて承認しさえすれば、天皇の有効な国事行為として成立することができるものであるが、天皇の前述列記の国事行為について、自主的に発意するということが統治権を持たない象徴天皇にあり得ることなのか。従って「内閣の助言と承認」いづれか一方で良いとするのは、現在の天皇の地位からしては、内閣の発意助言による天皇の意思に対して内閣の承認はあらためて不要ということになるが、「助言」という言葉は「承認」という言葉よりかなり弾力に豊かな言葉であり、「助言」はあくまでも「助言」であって、それに拘束力はなく、従って、これを補充し、修正することも可能と考えられることになるが、はたしてそのようなことが、天皇になし得るであろうか。「助言と承認」のうち「助言」のみで良いとする立場からは、文字通りにはそのように解釈し得るのではなからうか。特に「助言」は助言であって拘束力はなく、天皇は内閣の助言を拒むことが出来るのではないか等の疑問に対しては、新しい天皇の地位と権能について正しい指導がなされなければならない。

かくして天皇の国事行為を正しく理解させるためには、天皇の地位と権能とが、旧憲法との対比において明確に指導されることが肝要である。この天皇の権能については、まず憲法の「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」(第4条)の趣旨を生徒に十分理解させることが先決である。これは単なる国事行為を列挙的に教えるより、この方がはるかに重要であると考えられる。

即ち、新憲法における天皇には国政に関する権能は一切無いのだということを明確に指導する必要がある。ただこの際の指導に当たって注意すべきは、天皇から国政の権能を剥奪したのは、天皇の過去における政治的責任を追求し、その懲罰的意味を持つものであり、また天皇の意志を国政の上から排除することが日本民主化の途であるからと説明するのは、間違った指導というべきであろう。これは天皇制の過去において「天皇の名にかくれて」国民に対して責任を回避する専制的独裁政治勢力を生んでいったとの反省に立ち、再びそのような勢力の台頭を防止することを主たる目的とし、さらに国政に関する権能を保持せしめないことにより、天皇が実際政治勢力の闘争の渦中に投入されないようにして、その地位の安泰を計るためであり、一面、人間天皇、世襲の天皇に国政全般に亘る公正妥当な判断を常に期待し得るものではないとの配慮によるものであると解すべきである。

しかし「国政に関する権能」(Powers related to government)と「国事に関する行為」(Acts in matters of state)との区別は、日本語としては明瞭ではないが、英国の法諺「王は君臨すれども統治せず」(The king reigns but not govns)などに鑑みれば、「国政に関する権能」は国の政治に

影響を与えるが如き政治上の実質的権能を意味し、「国事に関する行為」は左様な政治的効果をもたない主として形式的儀礼的行為を意味するものと解する。

かくして新憲法における天皇は国の政治に実質的に影響を与えるが如き政治上の権能は一切ないのだということを十分説明強調して、それがよく生徒に理解されてから天皇の国事行為について説明されるべきであらう。前者の説明なしに天皇の国事行為を列挙すれば天皇の元首的性格を生徒に印象づけることになる。天皇には「国政に関する権能」は無いということからして、天皇の行う内閣総理大臣の任命も、法律の公布も、衆議院の解散さえも「国政に関する権能」ではないのであるということ、生徒によく指導理解させる必要がある。

〔V〕天皇制廃止論と憲法改正

発問事項35, 41, 42, 46, 47は、天皇制の評価と天皇制の必要性ないしその廃止論についてであるが、ここでは特に憲法改正により「天皇制」を廃止することが出来るかということについて検討してみたい。問題は、合法的・合憲的に天皇制の廃止が出来るかということである。事実行為としては、どのようなことでも可能性はあるであろうが、合法・合憲的に行うには一定の枠があることになる。

即ち、憲法の改正には一定の限界を認め、その限界を基本的人権、国民主権、平和主義の憲法の根本原理とするものが一般的である。ただ改正に限界を認めない説も少数説として、佐々木博士、大石教授等の説があるが⁽¹⁵⁾、一般的に言えば、憲法の根本となしている基本原理を変更し、前憲法と改正憲法との同一性、関連性を失わせるような改正を憲法の改正手続によって行うことは、改正の範囲を逸脱し、憲法の自殺として、法論理的に不可能であるから、改正に限界ありとする通説の考え方は正当であろう。

ただ、その改正の限界として、基本的人権、国民主権、平和主義の三つをあげているが、そのうち、天皇との関係で問題になるのは、国民主権の原則である。まことに、この国民主権主義は、憲法の前文が宣言している通り、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とのべているので、今後においても国民主権主義に反する一切の憲法改正は許されないことになる。従って国民主権を止めて「天皇主権」とすることは許されないのであり、或いは国民主権を廃して政治上の最終権力を天皇にもたせる改正も許されない。もし、それが行われるならば、合憲的改正手続による改正ではなくして、一つの事実問題として、一種の「革命」であると考えられる。

では「天皇制」を廃止することはどうであろうか。これについては天皇制が憲法の原理・原則であるか否かをまず検討しなければならない。

一般に憲法の首章をみれば、その憲法の性格は明らかになるといわれる。その意味では憲法の首章には、その憲法の基本的重要事項、根本原則を規定するのが、一般的形態になる。それで、わが旧憲法が第1章に天皇の規定をおいたのも、そのような観点からである。更に君主制が憲法上の基本原則でもなく、君主の地位が、君権主義的無上絶対的なものでない憲法は君主に関する規定が首章を占めることにはならないのであり、この見地からは新憲法がその第1章に天皇の規定をおいたことは、あたかも天皇が憲法上の基本原則を構成するかの如き観を呈しているが、はたしてそうであろうか。

それは旧憲法と同一の観点に立つものではないことは明瞭である。即ち旧憲法はその上諭において「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」といつていたが、新憲法の

前文は「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」として国民主権主義の原則を示し、更に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権利は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」として民主主義の原則を示し「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」として、新憲法が「人類普遍の原理」(universal Principle of mankind)にもとづくことを明確に宣言している。「人類普遍の原理」とは、具体的には各時代及び各国家について相違が認められるにしても、世界の人類が古い時代から今日に至るまで終止その確立のために努力し、そして今日の世界において支配的であると認められるに至った原理を意味するのであり、そのことを新憲法の前文(Preamble)が特に強調するのは、明治憲法下のわが国では、むしろわが国にのみ存在し他の諸国には見られないものと考えていたところのわが国独特の原理が憲法の根底をなすものとされていたことを排斥するためである。即ち、明治憲法の基本原理とされていたのは、いわゆる「天皇制国体の原理」(旧憲法第1条・第4条)であり、それは、わが国の建国以来、わが国独特の、しかも世界に比類のない基本原理として確立されてきたものであると考えられていたものであるが、新憲法の「人類普遍の原理」はこの明治憲法の「天皇制国体の原理」を否定する趣旨と考え得る。

従って、新憲法の第1章が、明治憲法の第1章と同じく天皇であっても、「天皇の憲法上の地位」は旧憲法と同一ということは考えられ得ないところであり、それは「天皇の憲法上の地位」について旧憲法の根本的な変革を意味し、いかなる意味でもその存続ではないと考えるべきである。

しからば、新憲法の第1章を天皇とし、第1条に「天皇の地位」を規定するのは、如何なる意味なのか、第1条冒頭の「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって……」という規定の仕方は、「象徴天皇制」を日本国憲法の基本原理とするかの如き趣旨と考えられ、天皇の憲法上の地位を宣言したものであるように受け取れるが、新憲法前文の「人類普遍の原理」の強調から考えれば、そのように解するのは間違いであり、むしろ第1条後段の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とすることを基本原理と考えるべきであり、この「主権の存する日本国民」こそ国民主権主義の原理として新憲法の基本原理を表明したものと考えるべきである。その意味からは第1条は本来、日本の新しい国体の基本としての国民主権主義こそ明確に宣言すべきで、これを天皇の章の中で第1条の天皇の地位の後段に規定するのは不相当であるといわざるを得ない。ただこの国民主権主義の基本原理をこのような形で宣言していることについては、新憲法が形成上、旧憲法の改正という外形を維持したこと、その説明を求めなければならないわけであるが、はたしてそれだけでよくこの憲法上の天皇の地位と国民主権主義の関係を説明し得るであろうか。即ち新憲法第1条の国民主権主義の基本原理は旧憲法第73条の改正手続により改正されたものであるとするだけでは問題が残ることになるのである。それはこの新憲法の基本原理である国民主権主義は明らかに「人類普遍の原理」であり、これは政治的実定法的主権の保持者が国民であって、天皇、その他国民以外の者でないことを主張するものであり、従ってその意味においては旧憲法の「天皇主権主義」「天皇制国体」の原理の否定であるのであるが、このような新旧憲法の基本原理の変更は即ち「国体の変更」というべきであり、かかる「国体の変更」は旧憲法第73条の改正手続を以ってしては出来ないことになっていたのであるからである。ここにいう「国体」とは、具体的には旧憲法第1条を指すものであり、例えば美濃部博士の憲法義解は、この点について「国体ノ大綱ハ万世ニ互リ永遠恒久ニシテ移動スヘカラスト雖政制ノ節目ハ世運ト共ニ事宜ヲ酌量シテ之ヲ変通スルハ亦己ムヘカラサルノ必要タラスムハアラス」といっているし、また博士は「その所謂『国体の大綱』とは第1条の原則を意味することは明瞭である」とし、「その改正は第1条に示された『大日本

帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス』この原則を覆すものであることを得ない」としているものであり、旧憲法では憲法改正手続きを以つては、旧憲法第1条を変更することは不可能だったのである。従つて新憲法第1条の国民主権主義の原理が、旧憲法第1条の改正というだけでは、この間のことは説明し得ないことになるのであり、その唯一の可能な説明はこれを一つの「革命」とみる以外にあり得ないことになる。

かくして、新憲法第1条を、新旧憲法の変革の上においてとらえ、これを憲法上一つの革命とみる立場からは、新憲法第1条のいう「国民主権主義」こそ憲法の基本的原理であり、天皇はたとえ第1条の冒頭にその地位が明記せられていても、憲法の基本原理とは考えるべきではないことになる。

天皇制は決して、憲法の基本原理として取扱つてはならないのであり、これは、わが国伝統尊重の立場より存置され「主権の存する日本国民の総意がその地位を認める」ことにその根拠を有するとする、わが国の「歴史的伝統」と「国民主権主義」との調和の上に存在するところのものとして、「日本国憲法の特徴」というべきである。

従つて天皇制は日本国憲法の特徴ではあつても決して憲法の基本的原理ではあり得ないのであり、この点は明確に区別されるべきである。このことは具体的には、日本国憲法の改正に当り、改正の限界を規制するものとして、憲法の基本的原理が作用することになるのであり、現憲法の基本原理を憲法改正手続により改正することは許されないが、憲法の特徴は基本的原理ではないので改正手続により改正し得ると解されることになるのである。

かくして天皇制は合法、合憲的に憲法改正手続により廃止し得ると考えるが、これに反対する説もある。即ち、「国民主権の原理は人類普遍の原理ではあるが、決して絶対無制限のものではなく、憲法改正に限界のあること自体が、すでに国民主権の限界を示すものであり、天皇制は伝統尊重の立場から存置せられ、国民主権と結合せる姿で存置するものである」として天皇制が伝統尊重と国民主権主義との調和の上に存置せられておりとし、「主権の存する国民の総意に基き、日本国の象徴、日本国民統合の象徴たる天皇、特殊の権能をもつ天皇を認めているところに日本国憲法の特徴があり、これなくしては最早、日本国憲法との同一性、関連性はなくなる。」として、天皇制は前憲法と改正憲法との同一性、関連性をもつ大きな要素としている。さらに「政治の実際から見ても、天皇制の廃止は暴力革命以外あり得ないが、法律上から見ても天皇制の廃止は憲法上許されないと解すべきで、国民主権なるが故に憲法の同一性を害することなしに天皇制を廃し得ると結論することは謬論である。」との立場もある。

憲法改正により天皇制を廃止し得るかについては両論あり、それぞれの根拠を持って主張されているが、国民の総意に天皇の地位の根拠を持つとする国民主権原理の立場からは、国民の総意が認められるならば、憲法改正手続により合憲的に天皇制を廃止し得るとするのが妥当であろう。

〔VI〕天皇についての理解と敬愛の念を深めることについて

発問事項27, 28, 32, 51は、天皇ないし天皇制の評価、心情に関するものであるが、此度の改訂学習指導要領によると、小学校社会科6年の部に再び「天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする」の記述があるが、これについて再検討を加えることにする。

改訂小学校学習指導要領にいう「理解」の対象である「天皇」とは「天皇制」をさしているとも「天皇個人」をさしているとも考えられるが、「敬愛の念を深める」対象である「天皇」とは「天皇個人」をさしているものと解される。従つて後者の立場からは「理解」の対象は制度としての天皇

に限らず「天皇個人」の理解も要求されることになる。即ち、それは、充分な理解に立たなければ真の敬愛の念は生れないからである。しかるにこの「天皇個人」の理解は「国家機関としての天皇」「制度としての天皇」の理解より一層困難である。「制度としての天皇」については、新憲法の規定に従って「天皇の地位」「天皇の権能」等を分析検討してゆけば困難ながらに理解せられるものである。しかし「天皇個人」の理解は、天皇の人間的人格の観点からの理解であり、これは天皇との接触対話のない一般国民には誠に無理なことである。まして小学校の児童には不可能に近いのではあるまいか。戦前の天皇が「現人神」として国民とは、はるかにへだたった存在であったのに比べ、現在の天皇が人間天皇として国民との接触は多く、天皇を理解する素材も戦前よりはるかに多くなったことは事実であるが、それでもなお、天皇個人について充分これを知り、更に理解するには、まだことたりないのも事実である。およそ対話の無いところに相手をじかに知ることは不可能なのであり、その意味で天皇に対する一般国民の理解は間接的伝聞的であり、従って極めて不十分不安定なものである。いづれにしても天皇個人については十分知り、これを理解するための方法は、そう容易には見い出せないのである。あるとしてもそれは天皇の一面的断面的側面でしかない。強いて天皇個人を理解させようとして、かえって事実と反して誇張されたり、或いは誤解されて取扱われたりして、実体と反した間違った指導におちいる可能性を持つのではなからうか。かくして「天皇個人」についての理解は極めて困難である上に、時として間違った方向に取扱われ易く、しかも、その真偽が客観的に容易に明確にならない面もあるところから「天皇制」についての理解がなされるならば、それで充分とすべきであると考えられる。

次に改訂指導要領のいう「天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする」の「敬愛の念」についてであるが、この「敬愛の念」の対象は、この場合は主として「天皇個人」についてのものであると解されるが、この「天皇についての敬愛の念」を持つことについては「天皇についての理解」以上に一段と困難を感じるものである。即ち、天皇個人の理解自体が困難であるから、充分の理解のないところに、敬愛の念が生ずるはずはないのであり、更に「敬愛」とは尊敬とか愛情とかいう評価、価値感、感情の問題であり、これは本来個人の内心の問題であり、思想、良心、精神の問題なのであるが、この点については、新憲法はむしろ、その完全な自由を保障し、個人の内心の状態は絶対にこれを制約、制限、侵害することは出来ず、外からの干渉に対して全く自由であることを保障しているのである。従って何等かの価値観や思想を持っているという理由だけで迫害されたり、政治的、経済的、社会的関係において差別されることもなく、また何かの価値観や思想を持つことも強制、拘束されないのである。これは外的権威に拘束されない内心の自由を認めることにより、民主主義の基盤である国民の自主自律の精神を伸張させるという民主主義にとっては、最も重要、基本的な自由として、この内心の自由の保障は絶対的なものであり、法律によっても「公共の福祉」の名をかりても、制限出来ない性格のものである。従って「天皇に対する敬愛の念」という個人の内心の価値観や感情に対して教育機関や行政機関が干渉干与するのは問題なのではあるまいか。特に「敬愛」の「愛」については、全く個人の趣好の問題として本来第三者の入りこむ余地の無いものである。尊敬できるから愛情がわくというものでもなく、立派だから権威があるから愛情がわくものでもない。愛情とは多分に不合理な要素をもった全く個人の内心の主観的な問題なのである。まして「敬愛の念を深めるようにする」の「念を深める」に至っては、如何なる方法により、それがよく可能なのであるか、全くその方法に窮するものである。若し、これを、あえて何等かの方法により行うとすれば、社会科が、その本来の目的である科学的認識からますます遠ざかることになりかねないのである。

しかし、これに対しては、例えば「期待される人間像」が、「憲法の示している線において期待される日本人の理想像」としていつている中で、「天皇」については「天皇は日本国及び日本国民統合の象徴としてゆるがぬものを持っていたし、「象徴とは象徴されるものが実体としてあって始めて象徴の意味をもつ」もので「象徴としての天皇の実体をなすものは、日本国及び日本国民の統合ということ」だから、「日本国を愛するものが、日本の象徴を愛するということは、理論上当然」であって、「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。」そこに「日本国の独自の姿がある」から「象徴に敬愛の念をもつこと」としている。また盛秀雄教授によれば、憲法第1条は「天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴であるという規定を定め」たものである。「天皇はその一身の姿において、日本国民をして、右のごとく思わしめることが、その役割であると法的に定めたものである。従って、天皇の生活や態度は、かくのごとき、象徴たるにふさわしいものであらねばならないのであって、まことに重大なものである。」「従って、国民もまた、天皇に対して、国家的象徴たるにふさわしい尊厳の観念をもつべきである」⁽¹⁶⁾といわれる。「期待される人間像」の筆者も、盛秀雄教授も、いづれも「天皇が日本国の象徴である」ところに天皇に対する敬愛と尊厳の観念の根拠を置いている。確かに、これには一面の理由があるが、全面的正当性を有するものとはいえないのではあるまいか。この論拠にも問題の有ることを認めざるを得ないのである。

即ち、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であるからということについては、まず「象徴」という概念が極めて不明確なものであることを指摘しなければならない。漠然として不明確なものに対して、人間の高い価値判断である尊厳や敬愛の観念を一般に要求するのは無理ではあるまいか。これは旧憲法の如く「天皇ハ統治権ノ総攬者」であり「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と天皇に対する尊厳性が明確に憲法上規定してあれば別であるが、新憲法では天皇の象徴性を宣言するにすぎなく、その象徴も「主権の存する日本国民」が認めることに根拠を有するとして、国民主権主義こそ重要であり、国民こそ国家の主人公という立場に立っているのであるからである。

更に「象徴」という地位は国家機関として重要であるから、それに対する尊厳と敬愛を持つていうのであれば、象徴という地位は国家の最高機関として重要であるからとはいいい難く、むしろ憲法は「国会を国権の最高機関である」(憲法第41条)としている立場からは、国会が国家の最高機関と考えられる。しかるに国会に対する尊厳や敬愛は要求せられないのに、国家機関としての地位の重要性から、ひとり天皇に対してのみ尊厳と敬愛が要求せられる根拠は出てこないのではあるまいか。

また、天皇には象徴としての機能として、憲法第6条、第7条に示される12の国事行為があり、重要な国家的機能を有するから天皇に対する尊厳と敬愛が要求せられるとするのも正当な理由となり得ないのではあるまいか。確かに天皇は国家という団体の機関として、一定の機能を有しているが、新憲法はこの天皇の機能を国家意志の形式的儀礼的表示行為を行うにすぎないとして、国政に関する機能は全く認めず、ただ国家意志の表示機能だけを行う国家の機能体であるとしている。従って国家的機能という観点からは、特に天皇だけが重要というわけではなく、例えば内閣総理大臣も極めて重要な国家的機能を有しているのである。しかるに後者に対しては尊厳や敬愛は要求せられないのに、天皇は重要な国家的機能を有するから、これに対しては尊厳や敬愛を要求するのは、いささか無理な理由となるのではあるまいか。

かくして、天皇の象徴性や、象徴としての機能からは、換言すれば、新憲法の上皇の地位や権能からしては、天皇に対する尊厳や敬愛が要求せられる根拠にはなり得ないことになる。従って新憲法では天皇に対する尊敬感や敬愛の念についての法的根拠はないのであり、これは全く個人の内心の問題、徳義心の問題、思想良心の問題として、本来自由であり、各個人により、その感じ方、価

値感等により、それぞれ差違があつてよいと考える。

これを一律に「敬愛の念を深めるようにすること」と規制するのがいけないのであつて、天皇を個人の自由意志により大いに敬愛するのを不可とするものではない。かくして、天皇を大いに尊敬するのも、また尊敬するが愛情は感じないというのも、尊敬はしないが愛情は感じるというのも、何も感じないというのも、それぞれ内心の自由であつて良く、一律に規制拘束されるべきものでもなく、またそうしようとしてなし得るものでもないのである。

更に、児童生徒に「天皇についての敬愛の念」を育成するには、それを教える教師自身が優れて多大の敬愛の念を天皇について有していることが前提であろう。それなくして表面的・口先だけの説明では、とても「敬愛」などという心情は生れてくるものではない。

しかるに現在多くの現場の教師に、天皇に対する高い「敬愛の念」を保持することを要請するのは、極めて無理なことである。戦前・戦時中ならいざしらず、戦後、新憲法により思想・良心の自由が確保され、言論の自由により天皇及び天皇制に対する自由な評価や批判が許される時代に成長し教育を受けてきた現在の多くの教師達は、天皇や天皇制についても、さまざまな価値観や見方、考え方を有しているのが事実であり、多くの教師が「天皇に対する敬愛の念」を持っているとは考えられないのである。

もし教師自身が天皇に対する「敬愛の念」を有していても、教師がそれを児童に感得せしめるだけの高い力量と人格・人徳を有していなければ、かえって児童の反発・批判を招くことになりかねないであろう。

更に、児童が教師の指導によって天皇に対する「敬愛の念」を持ったとしても、(持っているか否かの検証は難しいが)その「念」を持続して保持し得るか否かは極めて疑問であり、中学・高校・大学と進級・進学するにつれて多くの場合変化するものである。

「敬愛」とりわけ「愛」という如き心情は、うつろいやすく、変りやすい一面をもつからである。従つて「敬愛の念」に固執するのは、問題のあるところである。

次に、天皇制についての大きな論点である民主主義・国民主権主義との関係は、稿を別にして論ずることとする。

注および引用参考文献

- (1) 学校図書株式会社、「中学校・社会・公民的分理」, 1982版でやや古いが「国民主権・天皇の地位」に関する記述は、どの教科書も、大きな変化は無い。
- (2) K.Loewenstein, Die Monarchie in Modernen Staat, 秋元律郎・佐藤慶幸訳, 「君主制」, みすず書房, 1957, p.13
- (3) 永井憲一他, 資料日本国憲法 I, 三省堂, 1986, p.58
- (4) 永井憲一他, 前掲書, p. 5
- (5) 永井憲一他, 前掲書, p.58, p.104
- (6) 針生誠吉・横田耕一, 国民主権と天皇制, 法律文化社, 1983, p.131
- (7) 針生誠吉・横田耕一, 前掲書, p.206
- (8) 法学協会, 註解日本国憲法, 有斐閣, 1951, p.48, なお一般的には、象徴が具体的なものとして有する何らかの様相を媒介として、象徴されるものが抽象的なものとして有する何らかの性格を表現するといわれる。
- (9) 法学協会, 前掲書, p.49及びGraf zu Dohna, Die staatlichen Symbole und der Schtz der Republik (Anschütz und Thomd, Hand buch des Deutschen Staatsrechts, Bd, I. S. 200ff.)
- (10) 日本評論社, 法律時報 8月号, 1964第36巻第9号通巻第419号p.150

- (11) 細川哲, 公民教育における天皇について, 鳥取大学教育学部研究報告第11巻2号, 1969, p.29
- (12) 平岡典子, 天皇の象徴的性格に関する一考察, 1988, p.42, p.76
- (13) 天皇が訴追されないという規定はどこにもないが, 摂政が皇室典範第21条により在任中訴追せられないので, 天皇についても当然そのように考えるのが正当であろう。
- (14) 法学協会, 注解日本国憲法, 有斐閣, 1951, p.68
- (15) 大石義雄教授, 憲法改正とその限界(公法研究8号)p.10~15, 憲法改正に限界なしとする根拠としては, 憲法は最高法規であって, その規定の間に上下はないこと, 憲法以前の事実でも憲法に規定すれば法的事実となり改正の対象となること等々があげられている。
- (16) 盛秀雄, 天皇に関する憲法主要条項の解釈, 経済研究20号p.52

(1989年8月31日受理)

